

令和6年分所得税の定額減税に係る給与支払報告書（源泉徴収票）への表示

※詳しくは、下記の国税庁ホームページをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

●年末調整済みの場合

給与支払報告書の「(摘要)」欄に、実際に控除した減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇円」と記載します。

また、減税額のうち所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額〇〇〇円」と記載し、控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意してください。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

支払を受ける者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号)											
		(個人番号) 112233445566											
		(役職名)											
		氏名		(フリガナ)									
				ヤマカワ タロウ 山川 太郎									
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
給料		7,770,000			5,893,000			2,881,300			44,500		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 無		千 円		人 既 人 内		人 既 人 内		人		人 内		人	
○		380,000		1				1					
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
千 円		千 円		千 円		千 円							
1221,300		120,000		50,000		40,000							
(摘要)													
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円													

●年末調整を行っていない場合

年末調整を行わずに退職した場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、給与支払報告書（源泉徴収票）の「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

令和7年度 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の記載・提出要領

給与支払報告書の提出について

令和7年1月1日現在で従業員等に対し給与の支払を行っている事業所（主）は、地方税法第317条の6第1項の規定により、令和6年中に従業員等に支払った給与等の支払額や、その他必要な事項を給与支払報告書に記入し、従業員が居住している市区町村へ提出しなければなりません。

また、令和6年中に退職等の理由で給与の支払がなくなった従業員等についても、地方税法第317条の6第3項の規定により、退職等の日までの給与等の支払額について給与支払報告書に記入し、市区町村へ提出しなければなりません（年間に支払った給与等の支払額が少額であっても、適正な課税を行うため、全て提出をお願いします。）。

1 対象者 令和7年1月1日現在 南相馬市に住民票を置く給与受給者  
 ※住民票登録地の確認ができない場合は返送いたします。

2 提出期限 令和7年1月31日（金） 期限厳守

（事務処理の都合上、1月17日（金）までの提出にご協力をお願いします。）

3 提出枚数

- (1) 給与支払報告書（総括表）・・・1枚（特徴、普徴の内訳数を明記のこと。）
- (2) 給与支払報告書（個人別明細書）・・・給与受給者1人につき1枚
- (3) 普通徴収仕切紙（普通徴収への切替理由書）・・・普通徴収対象者がいる場合のみ  
 ※提出する際、市内の区ごとに分ける必要はありません。全てまとめて提出してください。

対象となる方	使用する明細書	提出方法
一般の受給者で支払額が500万円を超える方 法人の役員で支払額が150万円を超える方 源泉徴収税額表の乙欄または丙欄適用者で支払額が50万円を超える方	3枚組	1枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2枚目（源泉徴収票）→税務署へ提出 3枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付
上記以外の方	2枚組	1枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付

※令和5年1月1日以降に提出される給与支払報告書の個人別明細書については、提出枚数が2枚から1枚に変更となりますので、ご注意ください。

4 提出先・問い合わせ先

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地  
 南相馬市役所 総務部 税務課 市民税係  
 電話 0244-24-5226

個人別明細書の記入について(記入例)

⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)

※区分	1	72125-2000020072125
支払住居	0000000072125	都長
住所	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地	
氏名	南相馬 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
給与	8500000	6450000
源泉徴収税額	3940000	0
控除対象配偶者の有無等	配偶者の有無	控除対象扶養親族の有無
0	0	0
源泉徴収時所得税減税控除済額	0円	控除外額
0円	300,000円	
前職分南相馬物産	1,200,000円	社会保険料
56,000円	源泉徴収税額	20,000円
R6.3.31退職		
(1)南相馬 晴(年少)		(3)普通徴収:D
住宅借入金等特別控除	95,000円	国民年金保険料
120,000円	80,000円	90,000円
住宅借入金等特別控除	200,000円	所得金額
20,000,000円	住持	20,000,000円
氏名	南相馬 花子	合計所得
000000007212126	365,000円	
氏名	南相馬 一郎	氏名
000000007212127	南相馬 華	000000007212130
氏名	南相馬 シロウ	氏名
000000007212128	南相馬 ナツ	000000007212131
氏名	南相馬 ハナ	氏名
000000007212129	南相馬 アキ	000000007212132
氏名	南相馬 ハナ	氏名
000000007212130	南相馬 秋	000000007212133
氏名	南相馬 フユ	氏名
000000007212131	南相馬 冬	000000007212134
氏名		
000000007212132		
氏名		
000000007212133		
氏名		
000000007212134		
氏名		
000000007212135		
氏名		
000000007212136		
氏名		
000000007212137		
氏名		
000000007212138		
氏名		
000000007212139		
氏名		
000000007212140		
氏名		
000000007212141		
氏名		
000000007212142		
氏名		
000000007212143		
氏名		
000000007212144		
氏名		
000000007212145		
氏名		
000000007212146		
氏名		
000000007212147		
氏名		
000000007212148		
氏名		
000000007212149		
氏名		
000000007212150		
氏名		
000000007212151		
氏名		
000000007212152		
氏名		
000000007212153		
氏名		
000000007212154		
氏名		
000000007212155		
氏名		
000000007212156		
氏名		
000000007212157		
氏名		
000000007212158		
氏名		
000000007212159		
氏名		
000000007212160		
氏名		
000000007212161		
氏名		
000000007212162		
氏名		
000000007212163		
氏名		
000000007212164		
氏名		
000000007212165		
氏名		
000000007212166		
氏名		
000000007212167		
氏名		
000000007212168		
氏名		
000000007212169		
氏名		
000000007212170		
氏名		
000000007212171		
氏名		
000000007212172		
氏名		
000000007212173		
氏名		
000000007212174		
氏名		
000000007212175		
氏名		
000000007212176		
氏名		
000000007212177		
氏名		
000000007212178		
氏名		
000000007212179		
氏名		
000000007212180		
氏名		
000000007212181		
氏名		
000000007212182		
氏名		
000000007212183		
氏名		
000000007212184		
氏名		
000000007212185		
氏名		
000000007212186		
氏名		
000000007212187		
氏名		
000000007212188		
氏名		
000000007212189		
氏名		
000000007212190		
氏名		
000000007212191		
氏名		
000000007212192		
氏名		
000000007212193		
氏名		
000000007212194		
氏名		
000000007212195		
氏名		
000000007212196		
氏名		
000000007212197		
氏名		
000000007212198		
氏名		
000000007212199		
氏名		
000000007212200		
氏名		

④ 市町村提出用

⑤ 個人別明細書の記入について(記入例)

記入時の注意点

記入の詳細については、国税庁HPの『令和6年分年末調整のしかた』を確認してください。

- 令和7年1月1日現在の住民票の住所を記入してください。
- 就職した受給者の前職分を合算した場合は、前事業所名・前職分の支払金額・社会保険料額・源泉徴収税額を必ず記入してください。記入がない場合は、前職分は含んでいないものと判断し、税の計算時に、別支給の給与として加算することになります。
- 普通徴収の場合は、普通徴収である旨と特別徴収できない理由(A~F)を記入してください(右の普通徴収仕切紙の理由区分を参照してください)。記入がない場合は、特別徴収になることがあります。
- 生命保険料の控除額の内訳を記入してください。記入がない場合は、再提出いただく場合があります。
- 住宅借入金等特別控除の額の内訳を記入してください。記入がない場合は、再提出いただく場合があります。
- 統一法人番号を持たない事業主(個人事業主、支店等)の方は、記入しないでください。

普通徴収仕切紙 記入方法

普通徴収に切替できるのは、右の「特別徴収できない(普通徴収)理由」のA~Fに該当する場合のみとなります。該当する理由の欄に人数を記入してください。

※特別徴収指定番号と事業所名を正確に記入してください。

⑦ 普通徴収仕切紙

個人住民税の普通徴収への切替理由書

南相馬市長 宛

特別徴収指定番号 0984000000

事業所名 株式会社 南相馬物産

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由	特別徴収できない(普通徴収)理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	名
C	事業専従者(毎月給与支払いの場合を除く)	名
D	退職者・退職予定者(令和7年4月1日時点)	名
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
F	その他	名
	普通徴収者合計	名

後ろに取りまとめる普通徴収(退職者含む)の給与支払報告書(個人別明細書)の提出枚数と一致していることを確認してください。また、総括表の報告人員欄の「普通徴収(個人納付):イ」の人数と一致していることを確認してください。

※普通徴収の方がいる場合、必ずこの仕切紙により、徴収区分ごとに分類していただきますよう、お願いします。

※普通徴収への切替理由書がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。また、全従業員が2名以下の事業所は特別徴収義務者に該当しません。その場合は、「Fその他」の理由としてください。

(市記入欄)

提出: 令和7年1月17日(金)まで  
※提出期限: 令和7年1月31日(金)期限厳守

收受印

総括表の記入について(記入例)

令和7年度 給与支払報告書(総括表)

追加 令和7年1月6日提出

訂正 南相馬市長 宛

特別徴収指定番号 0984000000

統一法人番号 A 10000000000000000000

フリガナ カシキカイヤミナミソウマブツサン

受給者総人員 25名

南相馬市報告人員 20名

特別徴収(給与天引) 18名

普通徴収(個人納付) 2名

普通徴収(退職者・退職予定者等)

フリガナ (〒975-8686)

同上の所在地 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

担当者及び担当者氏名並びに電話番号 総務人事 係 担当者氏名: 南相馬 一郎 電話: (0244) 24-5226 内線(103)

給与の支払方法及びその期日 毎月21日 事業種目 小売業 所轄税務署 相馬 税務署

給報作成税理士等 氏名(名称): ( ) -

(通信欄) C

(市記入欄) ここには記入しないでください。

提出: 令和7年1月17日(金)まで  
※提出期限: 令和7年1月31日(金)期限厳守

総括表記載について

- A: 統一法人番号(13桁)の記入  
※統一法人番号を持たない事業主(個人事業主、支店等)の方は記入しないでください。
- B: 南相馬市報告人員の内訳に、普通徴収(個人納付)の対象者がいる場合は、右ページの普通徴収仕切紙(普通徴収切替理由書)も併せて提出してください。
- C: 南相馬市への連絡事項は通信欄に記入してください。

特別徴収分と普通徴収分を併せて報告書を提出する場合

給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、原則として給与所得者の全員が対象となります。ただし、普通徴収対象者がいる場合は、下図のように整理のうえ提出してください。

